

用語解説

No	用語	掲載頁	解説
1	ICT	P 1	Information and Communication Technologyの略。情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。
2	行政の透明化	P 3	行政が保有する情報や政策の内容を、市民に積極的に公開すること。行政の透明性を高める取り組みとしては、情報公開条例を定め、行政情報を積極的に公開・提供し、行政評価の導入により政策の内容を明らかにすること等がある。
3	市民協働	P 3	市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市等の様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、協調して取り組むこと。
4	官民連携	P 3	官庁（行政）と民間（企業、大学、NPO等）が、互いの取り組みについて情報を共有し、一緒に事に当たること。
5	Lアラート	P 3	避難勧告・指示等といった、安心・安全に関わる公的情報等、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤のこと。全国の情報発信者（地方公共団体等）が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者（メディア等）に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる。
6	アプリ	P 3	アプリケーションの略で、ワープロソフト、表計算ソフト、画像編集ソフト等、作業の目的に応じて使うソフトウェア。スマートフォンの登場をきっかけに、アプリという略語の形で一気に認知度が上がった。
7	無線LAN	P 3	無線でデータの送受信を行う構内通信網（Local Area Network）のこと。特に、IEEE802.11 諸規格に準拠した機器で構成されるコンピュータネットワークのことを指す場合が多い。
8	被災者支援システム	P 3	災害対策基本法に基づく「被災者台帳」をデータベース化したもの。このシステムにより、災害時における適切な被災者支援を行う。

9	被害認定調査システム	P 3	災害発生時において、このシステムアプリを搭載したスマートフォン及びタブレット等を使用し、災害現場にてり災証明書発行の基礎となる災害の程度を調査するシステム。これらを用いることにより、迅速かつ正確に調査することができる。
10	り災証明書発行システム	P 3	被害認定調査システムにて調査した災害の程度の結果を、り災証明書として発行するシステム。データ管理機能等にも優れており、多種多様な統計にも対応できる。
11	市民の声データベースシステム	P 4	市民の方からの意見・要望を一元化し、全庁的な情報共有・進捗管理をするシステム。
12	デジタルサイネージ（情報案内端末）	P 4	液晶ディスプレイ等のカラー映像表示が可能な装置で、ネットワークに接続され、外部から情報を配信することができるものを言い、公共施設等に設置し、施設利用者に案内等を行う機器。
13	ワンストップサービス	P 4	一度の手続きで、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。様々な行政手続きをいっぺんに行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。
14	いばらき情報セキュリティクラウド	P 5	社会保障・税番号制度の施行に伴い、自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るために、これまで各市町村が個別にインターネットに接続していたものを、茨城県および県内全市町村で集約し、インターネットからの通信を一元管理するもの。これにより、インターネットリスクに対する監視機能の強化や、事件・事故が発生した際の迅速な対応が可能となる。
15	基幹業務システム	P 5	行政サービスや自治体業務を行う上での中核となるシステムで、住民記録・税・福祉といった重要情報を管理するシステム。システムの安定稼働や強固なセキュリティが必要なため、システムの二重化、インターネット等の外部ネットワークとの完全分離といった対策が施されている。
16	セキュリティポリシー	P 5	企業全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順等を含む。
17	生体認証	P 5	人間の身体や行動の特徴を使って、個人を認証する技術のこと。バイOMETリック認証などとも呼ぶ。指紋や目の虹彩、筆跡などは、人によって異なるため、そのようなものを使って個人の認証を行うこと。
18	森林クラウド	P 5	行政機関や林業事業者等が持つ情報を、ネットワークを通して共有・管理する地理情報システム。情報の一元管理、相互共有により効率的かつ実効性のある森林管理の推進やデータ精度の維持向上を図る。
19	ペーパーレス	P 5	データや資料を紙に印刷して保管・共有・閲覧等行っていた方法からコンピュータシステム上でのファイルの操作や画面表示で代替しようとする試み。企業の業務の効率化やコスト低減の取り組みの一環として行われる。

20	マイナンバー制度	P5	<p>社会保障・税番号制度のことであり、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であるとともに、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって、利便性の高い公平・公正な社会を実現する社会基盤のこと。</p> <p>マイナンバーとは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、日本国内に住民票を有するすべての個人に割り当てられる「個人番号」の通称。住民票コードを変換して得られる12桁の固有の番号で、住所地の市町村長が指定し通知する。</p>
21	SNS	P6	<p>Social Networking Serviceの略であり、インターネット上で、個人間の交流を支援する会員制のコミュニティ型Webサイトのこと。会員制であることから従来のWebサイトより信頼性が高く、誰でも自由に参加できるものと、既存の参加者の紹介がないと参加できないものがある。</p>
22	電子入札システム	P6	<p>茨城県及び共同利用に参加している市町村が発注する建設工事等において、入札の参加申し込みや入札書の提出、開札作業等を行う「電子入札システム」と、発注情報や入札結果の公表等を行う「入札情報サービス」の総称。</p>
23	公共施設予約システム	P6	<p>パソコンや携帯電話から、市町村が保有する体育館やテニスコート等、公共施設の空き検索や予約申し込みが行えるシステム。</p>
24	いばらきデジタルまっぷ	P6	<p>茨城県と県内市町村が共同で整備運営し、それぞれが保有する地図情報を、インターネットで公開する地理情報システム。</p>
25	ハザードマップ	P6	<p>地震、津波、高潮、洪水、浸水、噴火、土砂災害等の被害を予測し、被害のおそれのある地域や避難に関する情報を掲載した地図。</p>
26	You Tube	P6	<p>米国企業You Tubeが提供するサービスで、個人がホームビデオや自主制作した映像等を登録・公開し家族や友人らと共有することができるもの。You Tubeは、友人からの招待や事前登録がなくてもサイトを利用することが可能であり、登録された動画に対してコメントを付けること等によって、利用者間でコミュニケーションを図ることができる。</p>
27	緊急速報メール	P7	<p>緊急地震速報に加えて、国や自治体が発信する「災害・避難情報」や「津波警報」等を、携帯電話等に発信するサービスの名称。</p>
28	防災行政無線	P7	<p>「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局であり、高度化する通信ニーズ（画像伝送・データ伝送等）へ対応している。</p>

29	F a c e b o o k	P 7	世界最大のSNSで実名での登録・現実の知り合いとインターネット上でつながるサービス。もともとは米国の学生間の交流を目的に開発され、サークルやパーティーの募集、就職や趣味等、さまざまな情報交換に利用されている。
30	T w i t t e r	P 7	2006年にアメリカのObvious社（現Twitter社）が開始したSNS。ユーザーは140文字以内（全角）でメッセージや画像、動画、URLを投稿することができ、不特定多数のユーザーとの情報共有やユーザー同士での会話も容易にできる。
31	統合型GIS	P 8	Geographic Information Systemの略。各部署が利用している地図情報（道路・街区・建物・河川等）を統合・電子化し、情報共有化と事務効率化を目的とした地理情報システム。
32	J-MAP	P 8	常総市で平成20年度に導入した統合型GISの通称。JosoのJとJapanのJを冠した地理空間情報システムのこと。
33	総合窓口受付システム	P 8	窓口業務を、窓口業務と台帳業務に分離・分業化し、住民に最適な手続案内を行うワンストップサービスを提供するシステムである。住記システムの範囲に留まらない広範囲の総合窓口を実現する。
34	6次産業化	P 11	農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1～3次と掛け合わせることから「6次」という。消費者のニーズに応じた生産、供給が可能になり、農林水産業者の所得向上、地域の活性化につながるとされる。
35	世界最先端IT 国家創造宣言	P 12	「創造宣言」は、今後5年程度の期間に、わが国の国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT国家となるために必要となる政府の取組等をまとめたもの。
36	IT	P 12	Information Technology（情報技術）の略。コンピュータやネットワークに関わるすべての技術を総称する言葉として使用される。
37	IoT	P 12	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

38	AI	P12	Agri Infomaticsの略。最新の情報科学等に基づく技術を活用して、より高度な生産・経営を実現させること。
39	ビッグデータ	P12	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータ等がある。
40	サイバーセキュリティ	P12	電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。（サイバーセキュリティ基本法より）
41	Society 5.0	P12	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会。
42	電子政府	P14	コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図り、効率的・効果的な政府・自治体を実現しようとするもの。
43	デジタル・ガバメント	P14	国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で実現すること。官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行する「デジタル・ガバメント実行計画」により、法人設立や自動車保有、外国人の在留資格手続きのオンライン化やワンストップサービスの実現等、今後5年間のデジタル・ガバメント実現に向けた計画が示されている。
44	CIO	P14	Chief Information Officerの略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」等と訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

45	業務改革 (BPR)	P14	BPRはBusiness Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルール等を抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
46	オープンデータ	P14	企業や行政等が保有し、限られた場所でのみ利用されているデータを、自由に利活用できるようにすること。これにより、有益な情報の利活用が進み、地域産業等において情報が利活用されることで、新しいサービスの創出が期待される。
47	API	P14	Application Programming Interfaceの略。複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要なプログラムを定めた規約のこと。
48	クラウド	P15	ユーザ（企業・行政・個人等）が独自にハードウェア、ソフトウェア及びデータ等を保有・管理せずに、インターネット等の通信回線を利用してサービスを受ける利用形態のこと。
49	RPA	P15	Robotic Process Automationの略。AI等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うことである。
50	マイナポータル	P15	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
51	地域経済応援ポイント	P15	自治体ポイントを付与するための方法の一つ。クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージ等、自治体ポイントに変換できる民間の協力企業のポイントのことを言う。
52	自治体ポイント	P15	自治体ポイントには、地域経済応援ポイントと各自治体が自己財源によって付与するポイントがある。自治体ポイントの用途として、地域の商店での買い物やオンラインショップから全国の特産品を購入すること等が可能。
53	自治体ポイントナビ	P15	自治体ポイントの概要や自治体ポイントの集め方や使い方を教えてくれる総務省が運営するホームページ。
54	マイレージ	P16	飛行機によるフライトや暮らしの中等でポイントとして貯めて、多様な特典等に交換することができるポイントプログラムのこと。
55	公的個人認証サービス	P17	公的個人認証サービスとは、オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続き等やインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。

56	電子証明書	P17	<p>マイナンバーカード等のデータを外部から読み取られるおそれのないICカードに記録された本人等を確認するためのデータ。</p> <p>電子証明書には、以下の2種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 署名用電子証明書…インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用（例：e-Tax等の電子申請）。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明する。 利用者証明用電子証明書…インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用（例：マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付）。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明。
57	プッシュ型サービス	P18	<p>必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。テレビやラジオ等のように情報提供者側からユーザーに対して情報が「押し出されてくる」ように感じられることから、こう呼ばれている。</p>
58	ねんきんネット	P18	<p>「日本年金機構」が運営するホームページ上のサービス。これまでの年金記録や、これから受け取る年金の見込額等、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービス。</p>
59	e-Tax	P18	<p>国税に関する各種の手続きについて、インターネット等を利用して電子的に手続きが行えるシステム。これまでの書面による申告書等の持参又は送付による提出方法に加え、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信するという、新たな提出方法の選択肢を利用者等に提供するもの。</p>
60	ネットバンキング	P18	<p>インターネットバンキング又はオンラインバンキングのこと。インターネットを通じてユーザーのパソコンと金融機関のコンピュータシステムを接続し、振込みや預金残高照会等のサービスを自宅やオフィス等から行うことができるシステムの総称。一般的なインターネットバンキングでは、店頭のATMで提供されているような預金残高照会や口座振り込み、口座振り替え等のサービスをオンラインで利用することができる。</p>
61	デジタルデバイス	P19	<p>インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。</p>
62	タブレット端末	P22	<p>コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。</p>

63	PHS	P22	携帯電話と似た無線電話サービス。Personal Hand yphone Systemの略で、1.9GHz帯の周波数帯を利用している。1995年にサービスが開始され、携帯電話より料金が安く、音質が良い等の特徴から人気を呼んだが、携帯電話の料金値下げが進んだ結果、PHSの利用者は減少した。2019年2月現在、PHS事業を営んでいるのは、ソフトバンクとウィルコム沖縄のY!mobileブランドのみ。
64	LINE	P23	2011年にNAVER JAPANが発表したメッセージングソフト。無料でIP電話やチャットができ、主な特徴としては、限られた利用者内でのサービス（CLOSED）であることや、リアルな関係性を重視したネットワークであることがあげられる。
65	ブログ	P23	インターネット上で公開されている日記形式のホームページのこと。もともとは、「Web Log」（ホームページの履歴の意味）から派生した言葉であると言われている。
66	ボイスチャット	P23	コンピュータネットワーク上で、二人以上の相手と音声によるメッセージをリアルタイムでやり取りするシステム。又は、そのサービスのこと。チャットと異なり、キーボード等による文字入力が必要ないため、オンラインゲームの利用者同士によるコミュニケーション等に利用される。スカイプはこの一種。
67	オンデマンド配信サービス	P23	インターネット上の映画やドラマ、アニメ等の見たい動画を選択して、好きな時間に視聴することができる有料のサービス。アマゾンプライムやHulu、auビデオパス等がある。
68	eラーニング	P23	パソコンやインターネットを利用したICT技術を活用した学習教育。利用者は好きな時間に学ぶことができる。
69	エリアメール	P31	気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」「気象等に関する特別警報」、各省庁・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」（Jアラートにて配信される国民保護情報等）を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。対象エリア内にいるdocomoの携帯電話利用者向けサービス。
70	光ファイバーケーブル	P33	光ファイバーケーブルは、従来の電話線に使われている通信ケーブル（銅線）の数百分の1の太さで、千倍以上の情報量を伝送できるケーブル。髪の毛ほどの太さの光ファイバーケーブルで、電話回線ならば2,000回線以上のデータを送ることが可能。

71	グループウェア	P 33	組織や企業でパソコンによるネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループで作業することを支援するソフトウェアの総称。主な機能として、メンバー間や外部とのコミュニケーションを行う電子メール機能、メンバー間の打ち合わせや議論等を行うための電子会議室機能、グループ全体に情報を伝達する電子掲示板機能、スケジュールを共有するスケジュール機能、そのほか文書共有機能、決済や稟議等の通常の業務処理を電子化するワークフロー機能等がある。Web ブラウザで利用できるようにした製品が主流。
72	コンパクトシティ	P 39	住まいや、職場、学校、病院等の様々な都市機能を、都市の中心部に集めることで、市街地の活性化や行政コストの削減を図るとともに、住民の利便性を向上させようとする形態や考え方。
73	電子図書館	P 42	インターネットを通じてお持ちのパソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス。
74	電子決裁	P 42	電子決裁とは、書類や回議文書や帳票等の決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。申請者がパソコン上で書類を作成し決裁プロセスを選択すると、決裁者にその内容が送られパソコン上で参照・承認を行うことができる。
75	文書管理システム	P 42	業務等に必要な文書等をデジタル（データ）化することで、検索等を容易に行えるようにし、文書管理や業務の効率化が行えるシステム。大量の紙資料の保管スペースの削減や長期的な保管、また、契約書など文書そのものに使用期限が設定されている場合の管理等にも効率化が図れる。
76	BCP	P 42	Business Continuty Planの略で、事業継続計画のこと。大災害や大事故、疫病の流行、犯罪被害、社会的混乱等、通常業務の遂行が困難になる事態が発生した際に、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画。
77	Instagram	P 45	インスタグラム。モバイル端末で撮影した画像を手軽に加工して共有できる、画像共有サービス、およびモバイルアプリの名称。自分が撮影した画像を共有し、お気に入りのユーザーをフォローしたり、評価・コメントを付けたりすることができる。共有できる画像は612ピクセル四方の正方形で統一されている。
78	デジタルサイネージ	P 45	デジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタ等によって映像や文字を表示する情報・広告媒体。
79	PPP	P 47	Public Private Partnershipの略で、公民連携のこと。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。
80	地理情報システムデータ	P 47	地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成・保存・利用・管理・表示・検索するシステムのデータ。

81	電子マネー	P54	一般的に、利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段のこと。利用者は、電子的なデータのやり取りを通じて、現金（貨幣や紙幣）と同じように、モノを買ったりサービスを受けたりすることができる。代表的な電子マネーに、鉄道会社や小売流通企業が発行するものがある。
82	ICタグ	P58	電波によって直接接触する事無く、物の判別・管理をする仕組み。データの記憶、読み取り、通信が可能で、極小のタグを取り付けて利用することができる。
83	輻輳	P62	物事が一か所に集中して、混みあう状態。通信分野では、電話回線やインターネット回線へのアクセスが集中し、通話や通信が行いにくい、又は、行えない状態。
84	要配慮者	P63	主として高齢者、障がい者、乳幼児等など、特に配慮を要する人のこと。
85	要介護認定者	P63	介護保険制度の介護サービス等を受けるために要介護認定を受けた人のこと。要介護状態の程度により、要支援1～要支援2、要介護1～要介護5までの区分がある。
86	避難行動要支援者	P63	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、避難の確保を図るために特に支援を要する在宅者のこと。（施設入所者等は含まない）
87	財務会計システム	P67	財務会計処理をシステム化することにより、入力や管理の効率化を図るシステム。市町村等の自治体が扱うシステムでは、予算編成・執行管理・決算統計・公会計管理・固定資産管理等の機能がシステム化されている。
88	電子契約サービス	P67	契約のなかで、合意成立の手段として、インターネットや専用回線などの通信回線による情報交換を用い、かつ合意成立の証拠として、電子署名やタイムスタンプを付与した電子ファイルを利用するサービス。
89	セキュアプリント	P67	印刷機に設けられたセキュリティ機能を活用して、印刷時に発生するリスクを回避するための仕組み。
90	自治体クラウド	P73	自治体が、住民情報等のデータ・システムを、民間のデータセンターに移し、クラウド上でシステムを利用できる環境のこと。複数の自治体でシステムを共同利用することで、コストを削減できるといったメリットがある。
91	自治体情報システムの標準化	P73	自治体の情報システムは、これまで各団体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応等各団体が個別に対応せざるを得ず、負担が大きい。また、自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められている。こうした課題を解消するために国が情報システムの標準仕様を策定し、各自治体は標準仕様に準拠したシステムを利用することを指す。

			<p>なお、令和3年5月に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、各自治体は令和7年度末までに、標準準拠システムに移行することが義務化されている。</p>
92	PDCA	P74	<p>事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法のこと。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。</p>
93	テレワークシステム	P75	<p>自宅や外出先等の遠隔地のインターネット回線から、いつでも安全に職場のネットワークに接続することができる仕組み。</p>
94	サテライトオフィス	P75	<p>企業又は団体から離れた場所に設けたオフィスのこと。本社等を中心と見たときに、衛星（サテライト）のように存在することから命名されている。</p>
95	リモートワークスペース	P75	<p>リモートワークは、Remote（遠隔）とWork（働く）を組み合わせた造語であり、オフィスから離れた遠隔地で働くための空間のこと。</p>

第3次常総市地域情報化計画策定経過

期 日	経 過
平成30年 4月26日	第1回常総市情報化推進本部会議の開催 ・第3次常総市地域情報化計画の策定について
9月14日	第1回情報化計画検討グループの開催 ・本年度の予定、市民及び企業アンケートの設問検討について
10月10日～ 10月24日	第3次常総市地域情報化計画策定に関する市民アンケート ・市民のインターネットや情報機器の利用状況並びに本市の行政サービスの利用状況や本市の情報化に対する意見などを伺い、今後の情報化の推進に役立てていくための調査を実施 ※市民800名（無作為抽出、13歳以上の男女）に郵送 ⇒ 回答249名（31.1%）
10月10日～ 10月24日	第3次常総市地域情報化計画策定に関する企業アンケート ・常総市内の工業団地内等に立地されている事業所及び医療・福祉施設等における情報化の現状や市に対するご意見等を伺い、今後の地域情報化の推進に役立てていくための調査を実施 ※事業所等153社に郵送 ⇒ 回答83社（54.2%）
10月18日～ 10月31日	第3次常総市地域情報化計画策定に関する職員アンケート ・職員のICTスキルにおける現状の調査を実施 ※臨時職員・嘱託職員を含む全職員を対象
11月8日～ 11月13日	第3次常総市地域情報化計画に関する関係各課ヒアリング ・現時点の課題や今後の在り方における調査を実施 ※27課所等
11月16日及び 11月19日	第3次常総市地域情報化計画策定に関する企業ヒアリング ・常総市商工会及びJA常総ひかりの情報化への現状及び課題の調査を実施
12月25日	第2回情報化計画検討グループの開催 ・市民及び企業アンケートの結果報告及び各施策目標設定の審議について ・今後の予定について
平成31年 1月11日	先進地視察（千葉市役所） ・ちば市民協働レポート（ちばレポ）の稼働状況について
2月7日	第3回情報化推進本部会議の開催 ・第3次常総市地域情報化計画(案)について ・意見公募（パブリックコメント）の実施について
2月8日	庁議報告 ・計画(案)の報告（全協案件）について ・パブリックコメントの実施について
2月12日～ 3月13日	第3次常総市地域情報化計画に関するパブリックコメントを実施 ※応募件数 0件
2月27日	議会議員全員協議会で説明 ・計画(案)の説明
3月	第4回情報化推進本部会議の開催 ・「第3次常総市地域情報化計画」決定

第3次常総市地域情報化計画

(2019年度～2023年度)

2019年 3月

常総市 市長公室 情報政策課

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地3

TEL 0297-23-2111 (代表)